

# 令和7年度 四日市市消防吏員採用試験要項

四日市市消防本部総務課

## 1 募集区分

区分	学 歴
① 大卒以上	学校教育法に基づく大学院(修士課程)、大学又はこれらに相当すると消防長が認める学校等を卒業した(または令和7年3月31日までに卒業見込みである)人
② 短大及び高卒以上	上記の区分①を除き、学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは高等学校又はこれらに相当すると消防長が認める学校等を卒業した(または令和7年3月31日までに卒業見込みである)人

### 【注意事項】

最終学歴は卒業区分に厳格に従って選択いただくもので、例えば大卒の方が[区分② 短大及び高卒以上]で受験はできません。

## 2 採用予定人数及び日程等

職種	年齢	区分	採用予定人数	令和6年		
				申込期間	第1次試験	第2次試験※
消防職	平成7年4月2日以降に出生の人	① 大卒以上	4人程度	5月18日～6月2日	6月16日	7月22日
		② 短大及び高卒以上	4人程度	7月18日～8月25日	9月22日	10月27日

※第1次試験の合格者に対して、第2次試験を実施します。

## 3 身体要件

視力:矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。  
聴力:正常であること。

## 4 その他の要件

受験申込み時点で日本国籍を有し、地方公務員法第16条に定める欠格条項(末尾参照)に該当しない人

## 5 試験会場(第1次試験・第2次試験)

四日市市消防本部 2階防災センター (三重県 四日市市 西新地14番4号)

【注意】今年度から第1次試験会場が四日市市消防本部に変更となります。

(1次試験同日開催の四日市市役所の受験会場(四日市大学)と異なります。)

## 6 採用予定日

令和7年4月1日

## 7 試験の内容

### (1)第1次試験の内容

試験実施予定時刻・・・午前9時55分～午後3時10分頃まで

試験科目	試験時間(予定)	試験内容
教養試験(択一式)	120分	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈についての筆記試験
適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査
消防適性試験	20分 15分	消防吏員としての適性についての検査

### (2)第2次試験の内容

試験科目 : 面接試験、作文、基礎体力検査(4種目:握力、反復横とび、立ち幅とび、腹筋)

※ 第2次試験受験時に、当消防本部所定様式の健康診断書を提出していただきます。

※ 第2次試験の詳細については、第1次試験合格者に対して通知します。

## ☆ 試験問題の公開

過去の第2次試験で実施した作文試験のテーマを消防本部ホームページにて閲覧できます。

## 8 加点制度

◇対象者 救急救命士の資格を有する人

◇加点数 10点…第1次試験の教養試験得点に加点します。

◇資格証明 『救急救命士免許証』を下記の受験手続の電子申請時に添付してください。

## 9 受験手続（電子申請）

電子申請(インターネット)による申込み方法

### (1)申込方法

#### ア 事前準備

①パソコン、スマートフォン(スマートフォン以外の携帯電話には対応していません)

・推奨環境について(推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります)

Google Chrome 最新版

※ JavaScriptが使用できる設定であること。

※ PDFを閲覧できる環境であること。(一部機能)

「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。

②本人のメールアドレス

(スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、syoubousoumu@city.yokkaichi.mie.jp及び@bsmrt.bizのメールを受信できるように設定してください。)

③顔写真のデータ ※3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真

(添付可能ファイルサイズは75ピクセル(横)×100ピクセル(縦)～360ピクセル(横)×480ピクセル(縦)です。)

④受験票を印刷するためのプリンタ(コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可)

⑤PDFファイルを読むためのソフト「Adobe Acrobat Reader(Ver.5.0以上)」が必要です。

#### イ 申込手順

①四日市市役所ホームページ内または四日市市消防本部ホームページ内にある「令和7年度四日市市消防吏員採用試験案内について」で設ける「電子申請による申込」から申請専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録

②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録

③本登録完了メールを受信し、登録完了

### (2)注意事項

必ず、別紙「令和7年度 四日市市消防吏員採用試験 電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

受験申込内容に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

### (3)受験票

各区分ごとに申込受付期間終了後、受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、申込者本人が署名の上、第1次試験受験の際に必ず持参してください。

## 10 合格発表

◇合格・不合格については、マイページで本人に通知します。

※四日市市消防本部ホームページ(<https://yokkaichisyoubou.jp/>)にも合格者の『受験番号』を掲載します。

区分	第1次試験合格発表	第2次試験(最終)合格発表
① 大卒以上	令和6年6月28日(金)	令和6年8月中旬予定
② 短大及び高卒以上	令和6年10月初旬予定	令和6年11月中旬予定

## 11 第1次試験日の注意事項

◇受験票(各自マイページにて印刷)のほか、筆記用具(鉛筆(B又はHB)数本と消しゴムなど)をお持ちください。

## 12 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。

以下の要領で申し出てください。

- (1)対象者:第1次、または第2次試験の不合格者
- (2)内 容:不合格となった試験の総合順位と総合得点
- (3)期 間:第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1ヶ月間(土・日・祝日を除く。)
- (4)場 所:四日市市消防本部 4階 総務課総務係

受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)をお持ちのうえ直接申し出てください。

## 13 受験についての問い合わせ

四日市市消防本部総務課総務係 ☎:059-356-2002 E-mail:syoubousoumu@city.yokkaichi.mie.jp

<参 考>(令和6年4月1日現在)

### ◆ 採用後の給与

初任給月額(地域手当(10%)を含む)

・大学卒 — 228,800円 ・短大卒 — 210,980円 ・高等学校卒 — 193,710円

◇初任給は、前職経歴に応じて加算される場合があります。

◇諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当(4.5ヵ月分)などが支給されます。

(例)・扶養手当…配偶者 6,500円、子 10,000円 父母 6,500円

・出勤手当…火災出勤手当 450~510円/件 救急出勤手当 250~350円/件  
救急救命士救急出勤手当 510円/件

◇民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

◇「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

### ◆ 採用後の休暇制度

◇年次休暇 20日付与/年(繰越制度あり)

◇特別休暇

- ・出産前後休暇(産前休暇、産後休暇、出産補助休暇、育児参加休暇 等)
- ・夏期特別休暇 6日/年
- ・子の看護休暇 最大10日/年
- ・短期介護休暇 最大10日/年
- ・ボランティア休暇 5日/年
- ・その他各種休暇制度あり

【令和4年度実績(一部抜粋) 年次休暇取得数:平均19.8日 夏期特別休暇取得数:平均6日】

### ◆ 採用後の勤務

採用後、4月から12月頃までの期間、三重県消防学校において、消防吏員として必要な基礎的教育を受けます。

消防学校卒業後は、四日市市又はその近郊に居住し、消防本部、消防署において毎日又は交替で勤務(深夜勤務含む)し、各種事務、火災、救急、救助等の活動、火災予防査察及び防火教育等の仕事に従事します。

### ◆ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



**YOKKAICHI F.D.**



QRコード：四日市市消防本部ホームページ

受験お申込みの際は、上記のQRコードから『採用案内』⇒『採用情報』に掲載の  
「令和7年度四日市市消防吏員採用試験案内について」をご覧ください。